

## ○「ぐんぎんアプリ利用規定」新旧対比表

変更前	変更後
<p>第4条 本アプリによるサービス</p> <p>本サービスで提供されるサービスは、以下の各号のとおりです。</p> <p>(1)～(12)省略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4条 本アプリによるサービス</p> <p>本サービスで提供されるサービスは、以下の各号のとおりです。</p> <p><u>(13)投資信託取引</u></p> <p>① <u>投資信託の取引残高や運用損益等の照会、投資信託受益権(以下、「受益権等」といいます)の購入・解約、および定期定額購入サービス(以下、「ぐんぎん積立投信」といいます)の申込・解約等の手続きを行うことができるサービスです。</u></p> <p>② <u>このサービスで取引できる投資信託の銘柄および取引内容は当行所定のものに限ります。</u></p> <p>③ <u>このサービスを利用するためには、あらかじめ証券振替決済口座を開設し、かつその指定預金口座をID登録口座として登録する必要があります。</u></p> <p>④ <u>このサービスを利用できるのは、満18歳以上満75歳未満の利用者となります。ただし、満75歳以上であっても、満75歳になるまでにこのサービスにより受益権等の購入(ぐんぎん積立投信による購入を除く)または解約をされたことのある利用者、満75歳になった時点で《GBダイレクト》インターネットバンキングの投資信託取引サービスの利用設定をされている利用者、および満85歳になるまでに投資信託の取引店で当行所定の手続きを行い当行の承諾を受けた利用者は、このサービスを利用できるものとします。</u></p> <p>⑤ <u>利用者が満85歳に達した場合は、受益権等の購入等をはじめとするこのサービスの一部の機能を制限することがあります。</u></p> <p>⑥ <u>利用者により受益権等購入の依頼が行われた場合、原則即時に、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、受益権等の購入等にかかわる代金と購入手数料(消費税を含む)の合計額(以下、「購入代金等」といいます)を指定預金口座から引落します。</u></p>

- ⑦ このサービスによる投資信託取引の手続きは、原則として、利用者からの依頼日当日に行います。ただし、当行所定の時限以降または銀行休業日に依頼が行われた場合には、依頼日の翌銀行営業日以降最初に到来する取引可能日に手続きを行います。
- ⑧ 受益権等の購入代金等を指定預金口座より引落した後、急な海外市場の休場等により注文受付の停止が決定した場合は、当該取引を取消し、購入代金等の引落しを行った日の翌営業日までに指定預金口座に返金します。なお、返金する金員に利息は付さないものとします。
- ⑨ 指定預金口座の残高不足等により購入代金等の引落しができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱います。
- ⑩ 利用者は、当行所定の時限までに端末より当行所定の手続きを行うことにより、依頼した取引の取消を行うことができるものとします。取消により、引落し済の購入代金の返金が必要となる場合、当行は取消の依頼を行った日の翌営業日までに指定預金口座に返金します。なお、返金する金員に利息は付さないものとします。